

様式第四十八号（第五十七条の二関係）（令2農水令83・全改）

厚紙白紙
縦54ミリメートル
横86ミリメートル

表

51 農林水産省の職員（家畜防疫官を除く。）は、前項の規定による立入検査、質問又は採取をするときは、前項の規定による立入検査、質問又は採取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	交付番号 第 〇〇 年 月 日 家畜伝染病予防法第五十 条第一項の規定による立入検査、質問又は採取をする職員の身分証明書 官 氏 官 名 職 生 年 氏 月 名 日 職 写 真
--	--